

淡路市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

淡路市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	1
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置	2
5	関連する取組、今後のフォローアップ	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）」第8条に基づき、本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

- ・本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教職員の在校時間の上限に関する方針として、「淡路市立学校職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（以下「規則」という。）を定め、教職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	平均	月45時間を上回る割合*	月80時間を上回る割合*	年360時間を上回る割合	年720時間を上回る割合
小学校	月29.0時間	12.5%	0.6%	45.2%	5.4%
中学校	月40.8時間	42.1%	0%	65.4%	21.5%

※年間の平均値を基に算出

- ・時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、中学校において42.1%と多くなっている。部活動指導などが大きく影響しているものと考えられる。小学校においては、12.5%であるが、月平均30時間を超える教職員も相当数存在している。教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- ・さらに、令和7年5月には、県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって保護者や地域の理解・協力を得られるよう取組を進めている。

2 目標

○本計画において、達成をめざす目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは、時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先でめ

ざしつつ、全ての教職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 年間における教職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次休暇の平均取得日数が 10 日以上である教職員：100%【令和 6 年度 75%】
- ・ こころの健康チェック（兵庫県健康財団保健検診センター）において、高ストレス者の割合を、令和 7 年度数値を下回る。【令和 7 年度 8%】

3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～ 「学校業務改善に関するガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」の 6 つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得に係る目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」、「ノー会議デー」、「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施
- ・ ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施

ウ 業務改善を協議する委員会等の設置

- ・ 各学校に設置し、業務改善の取組について協議する委員会等を開催

②業務の整理とマネジメント

- ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守
 - ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
 - ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度
 - ・部活動は、令和9年3月末をもって終了する。

③ICT活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- イ 担当者研修会の実施
 - ・県教育委員会と連携し、情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施及びミライコネクトプロジェクトを通じたDXトレーナー研修の実施
- ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用
 - ・統一のシステムやアプリの導入
 - ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

- ア 「業務改善を協議する委員会」の設置による業務改善の推進（再掲）
- イ 外部人材の積極的な活用
 - ・スクールサポートスタッフ、学校部活動支援員、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材の積極的な活用

⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領のめざす資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・学校教育課において、各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例集の取組を推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰しつげ（習慣付け）」
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
 - ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底

- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

～ 「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組 ～

①学校以外が担うべき業務

- ・学校運営協議会の設置を進め、地域への協力依頼の促進や関係者間の協働体制を推進する。
- ・PTA、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・スクールロイヤーの配置により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・令和8年度途中に、休日部活動の地域展開を実現する。さらに、令和8年度末をもって、平日部活動の地域展開も実現する。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備等を補助するスクールサポートスタッフを全校に配置する。
- ・採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減するため、中学校において、自動採点ソフトを導入する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育センターにおいて、教職員等へ指導・助言を実施するとともに、保護者相談等の体制を整える。

(2) 学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。
 - ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
 - ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
 - ・勤務時間外の自動音声機能付電話機や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、「労働安全衛生法」等の規定を遵守するとと

もに、以下の内容に取り組む。

- ・各学校における労働安全衛生委員会を開催する。
- ・1箇月時間外在校等時間が月 100 時間超又は 2～6 月平均 80 時間超の教職員への産業医面談指導を実施する。
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用を周知する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・定例教育委員会、総合教育会議において、現状の共有や支援などを検討する。
- ・共同メッセージを活用し、PTA、学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知を行う。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施する。
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知をする。
- ・管理職におけるマネジメント等に関する理解を進める。